

アスベスト分析調査仕様書

1. 目的及び概要

伊丹市新庁舎整備工事において、現庁舎等を解体するにあたり石綿等による労働者の健康障害を防止するとともに、適正な解体工事を施工するため、石綿障害予防規則（平成１７年厚生労働省令第２１号）（以下、「石綿則」という。）第３条に基づく事前調査を実施する。

2. 業務内容

1 一般事項

- (１) 事業者は、本業務の実施にあたり関係する諸法令を遵守すること。
- (２) 石綿等の扱いについては、石綿則を遵守すること。
- (３) 事業者は、アスベスト分析調査の技術上の実務を統括する管理技術者を定め、氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。業務期間中に管理技術者を変更する場合も同様とする。
- (４) 管理技術者は、次のすべての要件を満たす者であること。
 - ・「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成２５年７月３０日公示）により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会に登録されたアスベスト診断士であること。
 - ・じん肺及びアスベストに関する特別健康診断を受診して所見がないこと。
- (５) 業務実施前に次の項目を記載した業務計画書を作成し、市の承諾を得ること。
 - ・業務工程表
 - ・業務実施体制表
 - ・管理技術者の氏名、年齢、役職、保有資格（資格者書等の写し添付）、実務経験年数、業務実績及び上記（４）の証明資料（写し可）
 - ・管理技術者以外で本業務に従事する者の氏名、年齢、所属、役職、保有資格（資格者書等の写し添付）
 - ・その他、発注者が必要に応じて指定する事項
- (６) 作業時間は、平日の午前８時３０分から午後５時までを原則とし、休日等に作業を行う場合は、事前に市と協議し承諾を得ること。
- (７) 試料採取にあたっては、必要な養生を行うとともに作業場所の整理整頓に努めること。また、作業終了後は速やかに機材等を搬出し、作業場所の清掃を行うこと。なお、新庁舎への引越し移転前に試料採取をする場合、採取箇所の復旧は市との協議により決定する。
- (８) 発生材等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）に基づき、受注者の責任において適切に処分すること。

- (9) 事業者は、調査時の災害防止について、関係法令等を順守するとともに、第三者に及ぼす災害の防止及び本業務に従事する者の安全に留意すること。

2 調査内容

(1) 調査の概要

「石綿則」第3条に基づき、当該建築物の石綿等の使用の有無を調査する。

(2) 調査の範囲

調査範囲は基本設計図書（本編）の基本設計図「既存施設解体図」記載の白セメント（アスベスト含有）吹付及びカポスタックを対象にそれらの使用箇所とする。なお、対象室は下表のとおりとし、各室1箇所資料採取とする。

		白セメント	カポスタック
対象箇所	地下2階	営繕課倉庫	煙突
	地下1階	駐車場	—
	3階	—	煙突
	P H 1 階	機械室	煙突

(3) 調査の方法

調査は、以下の指針及びマニュアルに準拠した方法で行うこと。

- ・建築物等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（厚生労働省平成26年3月31日付け技術上の指針公示第21号）
- ・建築物等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の策定について（平成26年4月23日付け厚生労働省基発0423第7号）
- ・「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル〔2.10版〕（平成29年3月）

(4) 調査手順

分析調査は以下の要領で行うこと。

- ・分析数量は、定性分析6試料、定量分析6試料とする。なお、本分析数量は概数とし、数量に増減が発生した場合は設計変更の対象とする。また、定量分析は、必要に応じて市と協議のうえ実施する。
- ・分析方法は、J I S A 1 4 8 1 - 2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）、J I S A 1 4 8 1 - 3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第3部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法）もしくはこれらと同等以上の精度を有する分析方法による

こと。また、「石綿則第3条第2項に規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（平成20年2月6日付け基安化発第0206003号）に基づいて行うこと。

- ・分析技術者は、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業（石綿分析に係るクロスチェック事業）」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者または一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修修了者」若しくは「アスベスト偏光顕微鏡インストラクター」とする。
- ・吹付け材を分析する場合は、石綿含有の有無（0.1%超）を判断するだけでなく、石綿の含有率も分析し、ばく露防止措置を講ずる際の参考とする。

（5）調査報告書の作成

- ・調査報告書には、次の項目を記録する。また、調査結果には、写真や図面を添付し、調査した箇所が明らかになるように記録する。

＜調査結果の記録項目＞

建築物等の名称及び種別 調査方法及び調査箇所

分析調査者氏名及び所属

調査を終了した年月日 その他必要な事項

石綿の含有が認められた建材の所在を記した平面図等

調査箇所の写真並びに建材を採取した写真

石綿含有建材の使用面積

廃棄物等の搬出方法

- ・分析結果報告書は、建材製品中のアスベスト含有率測定方法（JIS A 1481-1～3）の附属書の分析結果の報告書の様式例に準じた書式とする。

3 成果物

成果物の内容及び提出部数は以下のとおりとする。

- （1）調査報告書（A4ファイル収納） 3部（正本1部＋副本2部）
- （2）調査報告書の電子データ 2枚（CDまたはDVD）